

令和5年度 地域密着型サービス事業所等の運営指導結果

加古川市は、令和5年度に以下のとおり運営指導を行いました。その結果、改善を要する事項として、以下の点が見受けられました。今後の事業所運営の参考としてください。

運営指導実施状況一覧

実施事業所数	文書指摘 事業所数	文書指摘 件数	(文書指摘内訳)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所	1事業所	1件	人員に関すること 運営に関すること 報酬に関すること その他 0件 0件 0件 1件
夜間対応型訪問介護 1事業所	0事業所	0件	人員に関すること 運営に関すること 報酬に関すること その他 0件 0件 0件 0件
地域密着型通所介護 8事業所	8事業所	41件	人員に関すること 運営に関すること 報酬に関すること その他 0件 34件 6件 1件
小規模多機能型居宅介護及び 介護予防小規模多機能型居宅介護 3事業所	3事業所	14件	人員に関すること 運営に関すること 報酬に関すること その他 0件 11件 3件 0件
認知症対応型共同生活介護及び介 護予防認知症対応型共同生活介護 2事業所	2事業所	3件	人員に関すること 運営に関すること 報酬に関すること その他 0件 2件 1件 0件
地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活介護 4事業所	4事業所	15件	人員に関すること 運営に関すること 報酬に関すること その他 1件 10件 4件 0件
看護小規模多機能型居宅介護 2事業所	2事業所	4件	人員に関すること 運営に関すること 報酬に関すること その他 0件 2件 2件 0件

居宅介護支援	7 事業所	7 事業所	29 件	人員に関すること 0 件 運営に関すること 22 件 報酬に関すること 6 件 その他 1 件
介護予防支援	2 事業所	2 事業所	5 件	人員に関すること 0 件 運営に関すること 5 件 報酬に関すること 0 件 その他 0 件

運営指導で見受けられた主な事例

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

■その他

- ・連携する訪問看護を行う事業所について変更しているが、その旨を市長に届け出ていなかった。
⇒指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内にその旨を市長に届け出ること。

(地域密着型通所介護)

■運営に関すること

- ・サービス提供について、居宅サービス計画に位置付けられていない入浴介護を実施していた。
⇒サービス提供に当たっては、居宅サービス計画に沿った指定地域密着型通所介護を提供しなければならないため、地域密着型通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行うこと。
- ・地域密着型通所介護計画について、目標の達成状況が記録されていないものが見受けられた。
⇒地域密着型通所介護従業者はそれぞれの利用者について、サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うこと。
- ・領収書に医療費控除対象額が記載されていないものが見受けられた。
⇒医療行為を伴う訪問看護等と併せて地域密着型通所介護を提供する利用者の領収書には、医療費控除対象額を記載すること。また、適切に記載されていない場合は、医療費控除対象額について利用者に通知すること。

■報酬に関すること

- ・科学的介護推進体制加算について、科学的介護情報システムを用いて厚生労働省に定期的に情報を提出していなかった。

⇒科学的介護推進体制加算を算定する際には、本加算の算定を開始しようとする月においてサービスを利用している利用者については、当該算定しようとする月、本加算の算定を開始しようとする月の翌月以降にサービスの利用を開始した利用者については、当該サービスの利用を開始した日の属する月、その他少なくとも7月ごと及びサービスの利用を終了する日の属する月において、事業所のすべての利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を介護情報システムを用いて提出すること。

■その他

- ・運営規程の変更について、その旨を市長に届け出ていなかった。
⇒指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内にその旨を市長に届け出ること。

(小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護)

■運営に関すること

- ・居宅サービス計画の作成に当たり、サービス担当者会議を開催していないものが見受けられた。
⇒居宅サービス計画の作成に当たっては、サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を当該担当者と共有するとともに、居宅サービス計画原案の内容について、専門的な見地からの意見を求めること。

■報酬に関すること

- ・認知症加算Ⅰについて、加算の要件に該当しなくなった利用者に対して算定していた。
⇒認知症加算Ⅰの算定に当たっては、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活支援自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）に対して算定すること。

(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護)

■運営に関すること

- ・秘密保持の誓約について、従業者の誓約書を確認できない従業者が見受けられた。
⇒当該施設の従業者に対し、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

■人員に関すること

- ・看護職員について、看護師若しくは准看護師の資格証を確認できない者がいた。
⇒人員基準に定められている資格を有することが確認できるよう、書類を整備すること。

■運営に関すること

- ・地域密着型施設サービス計画原案について、文書により、入所者から同意を得たことが確認できないものが見受けられた。
⇒作成した原案の内容については、入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ること。

■報酬に関すること

- ・口腔衛生管理加算について、歯科衛生士が実施した入所者に係る口腔衛生の管理の内容、口腔清掃等についての介護職員への具体的な技術的助言及び指導の内容等の記録がないものが見受けられた。
⇒加算の算定に当たっては、口腔衛生管理に関する実施記録を作成し保管するとともに、必要に応じてその写しを当該入所者に対して提供すること。

(看護小規模多機能型居宅介護)

■運営に関すること

- ・個人情報の利用について、利用者本人からの同意は得ていたが、利用者家族からの同意を得ていないものが見受けられた。
⇒サービス担当者会議等において、利用者家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者家族からも同意を得ること。

■報酬に関すること

- ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）について、事業所全体の研修計画は作成されていたが、従業者ごとの研修計画が作成されていなかった。
⇒従業者ごとの個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期を定めた計画を作成し、全ての従業者に対し研修を実施すること。

(居宅介護支援)

■運営に関すること

- ・アセスメントについて、事業所の運営規程で定めている様式が使用されていない利用者が見受けられた。
⇒事業所の運営規程で定めているものを使用すること。
- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや居宅サービス計画原案について位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることについて、口頭での説明は行っていたが、この内容についての記載が不十分な文書を交付していた。
⇒利用者に対し正しく記載した文書を交付し、説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得ること。

- ・ 居宅サービス計画の変更にあたり、必要な課題分析（アセスメント）を行っていないものが見受けられた。

⇒ 居宅サービス計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要であることから、介護支援専門員は居宅サービス計画の作成に先立ち、利用者のアセスメントを行うこと。

■報酬に関すること

- ・ 退院・退所加算（Ⅰ）ロについて、利用者にかかる情報共有のため、病院関係者とカンファレンスを実施しているものの、特定の職種の職員が参加していることが確認できないものが見受けられた。

⇒ 加算の算定に当たっては、診療報酬の「退院時共同指導料2」に規定されている特定の職種の職員の参加を確認のうえ行うこと。

- ・ 特定事業所集中減算について、判定票の作成は行っていたが、割合の算出方法に誤りがあった。

⇒ 当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて80%を超えた場合に減算すること。

(介護予防支援)

■運営に関すること

- ・ 介護予防サービス計画について、利用者の同意が確認できないものや同意日が未記入のものが見受けられた。

⇒ 介護予防サービス計画の原案について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。